

令和 6 年 第 6 回宇城市農業委員会総会議事録

日時：令和 6 年 6 月 10 日（月）

午後 2 時 01 分から午後 2 時 43 分

場所：宇城市役所本館 3 階大会議室

○出席委員

（農業委員）

1 番	村山 安次	2 番	五嶋 一精	3 番	田尻 かほる
4 番	松川 奈保美	5 番	村嶋 政弘	6 番	河野 公明
7 番	橋本 孝博	8 番	山田 哲郎	9 番	坂本 茂義
10 番	百家 美代子	11 番	吉富 訓生	12 番	北岡 誠司
13 番	本田 久				

（農地利用最適化推進委員）

欠	山本 祐精	松下 潤一
富武 聖一	河野 道也	上田 誠
吉利 健	早川 一伸	中塘 万格人
近藤 洋之	欠	澤村 賢治
上村 君博	森田 良光	欠番
吉川 勝弘	河島 陽一	野田 眞語
小田 直之	杉田 雅宏	

○欠席委員

農業委員

なし

農地利用最適化推進委員

中田 修

田中 起代登

○事務局出席者：（事務局長）園田 弥生 （審議員）緒方 照美 （主任主事）中山 由里子

議事日程（開議：午後 2 時 00 分）

日程第 1 議事録署名委員の決定について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第 29 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

日程第 4 議案第 30 号 農地法第 5 条事業計画変更承認申請について

日程第 5 議案第 31 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

日程第 6 議案第 32 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

日程第 7 議案第 33 号 農業経営基盤強化促進事業の実施に伴う宇城市農用地利用集積計画の決定について

日程第 8 議案第 34 号 農地・非農地の判断について

日程第 9 議案第 35 号 農地利用最適化推進委員の委嘱の承認について

開 会 (午後 2 時 00 分) 職務代理者の号令による起立・礼

事務局長 只今から令和 6 年第 6 回宇城市農業委員会総会を開会いたします。本日の農業委員会総会への出席者は、農業委員総数 13 名全員のご出席でございますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項及び宇城市農業委員会会議規則第 7 条の規定に基づき、総会が成立することをご報告申し上げます。
開会にあたりまして、百家会長がご挨拶を申し上げます。

会 長 こんにちは。今日は大変お忙しい中、お疲れの所ご出席いただきありがとうございます。早めにタブレットの講習会をしたかったのですが、8 月の総会の時に農業会議から講師としてお見えになりますのでお願いしたいと思います。

議 長 それでは、これより令和 6 年第 6 回宇城市農業委員会総会を開催いたします。
日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。
署名委員は、会議規則第 15 条第 2 項の規定により、11 番 吉富訓生委員、12 番 北岡誠司委員を指名いたします。

議 長 日程第 2、会期の決定を議題とし、お諮りいたします。
本総会の会期は、本日 1 日と決定したいと思います。ご異議のない方の挙手を求めます。
(委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって本総会の会期は、本日 1 日と決定されました。

議 長 日程第 3、議案第 29 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程し、議題といたします。
議案第 29 号について、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局 議案第 29 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について
次のとおり、許可申請があったので審議を求める。
令和 6 年 6 月 10 日提出 宇城市農業委員会会長 百家 美代子
農地法第 3 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第 1 の 2 の (1) の規定により、意見を決定するため審議を求める。以上です。

議 長 それでは、各委員から案件についての説明及び現地調査報告をお願いいたします。調査報告にあたっては、省略することなく他の委員にも状況がわかるように説明をお願いします。

議 長	申請番号 1 番は、	三角 1	中田委員に代わりまして
		1 番	村山委員より
	申請番号 2 番及び 3 番は、	三角 4	富武委員より
	申請番号 4 番及び 5 番は、	7 番	橋本委員より
	申請番号 6 番から 9 番は、	小川 4	河島委員より

それぞれ説明を求めます。

村山委員 申請番号 1 番について説明致します。詳細は記載のとおりで、申請事由は経営規模拡大による売買です。渡人と受人は同じ地区の人です。受人は取得後においても農地の全てを効率的に利用すると認められることから、許可は可能と思われます。ご審議よろしく申し上げます。

富武推進委員 申請番号 2 番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請事由は経営規模拡大となっております。受人の経営状況は現在、果樹栽培をしておられ土地を譲り受けられても何ら問題はないかと思えます。農業機械、機具においても揃えていらっしゃいますのでご審議よろしく申し上げます。

続きまして申請番号 3 番について説明します。受人は現在、渡人からの土地を有効活用されており既に耕作をされておられます。受人と渡人の間柄は親戚関係となっており、経営状況も健全なことから何ら問題ないと考えられますので、ご審議よろしく申し上げます。

橋本委員 申請番号 4 番について説明します。詳細は記載のとおりです。場所は〇〇町〇〇になります。渡人と受人は親戚関係ということで、もう使わないから受けてもらえないかという事で依頼があり、規模拡大という事で申請をされております。何ら問題ないと思えますので、ご審議よろしく申し上げます。

次に申請番号 5 番について説明します。場所は〇〇町〇〇です。渡人は〇〇町〇〇から〇〇まで耕作するに大変という事で、地元で誰か作ってもらえる人はいないかという事で、受人が規模拡大をされるという事で受けられました。こちらは何ら問題ないと思えますので、ご審議よろしく申し上げます。

河島推進委員 申請番号 6 番について説明しますが、申請番号 6 番と 7 番は受人が同一で、申請地も隣接している為、一緒にご説明致します。詳細は記載のとおりです。この案件は 2 件とも所有者が高齢のため管理が難しい為、受人が無償で譲り受けジャガイモを栽培されるものです。受人は兼業農家であり、農業では主に水稻を〇〇〇 a 栽培されており、今回の申請地は受人の了解のもと既に整地されている状況にあります。受人は認定農業者でもあり何ら問題ないと思えますので、ご審議の程よろしく申し上げます。

続きまして8番について説明致します。詳細は記載のとおりです。この案件は自宅に隣接する農地の取得です。所有者が市外在住の為、受人が管理を行ってきましたが、今回売買がまとまり所有権移転となったものです。受人は自営業であり、取得後は同居の息子が主となって柿、みかんの栽培を行っていく予定です。取得後を見据えて今は柿、みかんの品種を検討されている状況です。土地も整備されており何ら問題ないと思われます。ご審議の程よろしく申し上げます。

続きまして9番について説明致します。詳細は記載のとおりです。この案件は今まで借り受けて使用していた農地の取得です。所有者が県外在住の為、受人が管理を行ってきましたが、今回売買がまとまり所有権移転となったものです。今後はトウモロコシを栽培する予定です。受人はタバコ、メロンを大規模に作付けする認定農業者でもあり、二人の子ども達も就農しており何ら問題ないと思いますので、ご審議のほど重ねて申し上げます。

議 長 ただ今、申請番号1番から9番について、各委員よりそれぞれ説明がありましたが、案件について何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して発言をお願いします。併せて推進委員にも質問、ご意見をお尋ねします。

野田推進委員 はい。

議 長 野田推進委員お願いします。

野田推進委員 1番について質問します。畑の面積に対して、価格が高いのではないかと思います。いかがでしょうか。

議 長 事務局お願いします。

事務局 この案件は総額が〇〇円で、面積は〇〇㎡ということで金額が高いという事がありますが、確認しましたらこの農地は間口が広く、利便性が農業をする上で使い勝手がいい農地という事で双方で話し合われてこの金額になっております。

議 長 野田推進委員よろしいでしょうか。

野田推進委員 わかりました。ありがとうございました。

議 長 他にどなたかいらっしゃいませんか。
（ 意見なし ）

議 長 意見も無いようですので、申請番号 1 番から 9 番について承認される方の挙手を求めます。

(委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって議案第 29 号の農地法第 3 条の規定による許可申請について、申請番号 1 番から 9 番は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長 日程第 4、議案第 30 号「農地法第 5 条事業計画変更承認申請について」を上程し、議題といたします。

議案第 30 号について、事務局より提案理由の説明及び詳細説明を求めます。

事務局 議案第 30 号、農地法第 5 条許可における事業計画変更承認申請について
農地法第 5 条許可における事業計画変更承認申請があったので農業委員会の意見を求める。

令和 6 年 6 月 10 日提出 宇城市農業委員会会長 百家 美代子
事業計画変更承認を受けるため、農業委員会の議決が必要である。

続けて説明を致します。

申請番号 1 番につきましては、この案件は〇月の総会で承認され、〇月〇〇日付けで許可が出た案件で、農地〇筆の合計面積〇〇〇〇㎡を〇〇22 台、〇〇22 台分の〇〇へ転用する案件でしたが、転用許可申請後に確定測量をされたところ、〇〇〇から買い取りの要望があり、前回申請された土地、申し出があった土地、既存で利用している土地を含めた全体での利用方法について再検討され、敷地内や、市道への出入り口付近での通行者との接触事故等のリスクの削減や、トラック同士の荷物の積み替え等が安全に行えるスペース等を確保できること、地域住民の方々へ配慮ができることから、本申請となったそうです。今回追加で、農地〇筆、〇〇〇〇㎡を取得し、合計〇筆〇〇〇〇㎡を〇〇24 台、〇〇28 台分駐車場へ転用する計画です。

追加になった農地については、議案第 32 号で 5 条の申請が出ています。周囲の農地や営農上も問題ないと思われます。ご審議方よろしく願いいたします。

申請番号 2 番につきましては、この案件は令和〇年〇月〇〇日付けで許可が出た案件です。当初の計画では、〇〇等を営む法人が、農地〇筆合計面積〇〇〇〇㎡を〇〇、〇〇、〇〇へ転用する案件でしたが、政治経済情勢の変化や感染症の影響等により、仕入高の高騰や急激な需要の減少に見舞われ、事業及び資金計画の変更を余儀なくされたため、グループ会社で〇〇等を営む法人が事業を承継するということで、本申請となったそうです。
今回、建売住宅 3 棟と社宅 4 戸を建築する計画です。

点の少し上の方になります。始末書は添付されております。ご審議よろしくお願ひします。

議 長 ここで事務局より、案件について農地転用許可の検討事項について説明をお願いします。

事務局 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明を申し上げます。転用目的等につきましては、先ほど委員から報告がありましたとおりです。

申請番号 1 番は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当し、農地区分は第 2 種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。

議 長 ただ今、申請番号 1 番について河野委員より説明がありましたが、案件について何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

（ 意見なし ）

議 長 意見もないようですので、申請番号 1 番について、承認される方の挙手を求めます。

（ 委員挙手 ）

議 長 全員挙手です。よって議案第 31 号の農地法第 4 条の規定による許可申請について、申請番号 1 番は原案どおり承認することに決定されました。

議 長 日程第 6、議案第 32 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程し、議題といたします。

議案第 32 号について、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局 議案第 32 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について
次のとおり許可申請があったので審議を求める。

令和 6 年 6 月 10 日提出 宇城市農業委員会会長 百家 美代子
農地法第 5 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第 4 の 1 の（4）のアの規定により、意見を決定するため審議を求める。以上です。

議 長 それでは、各委員から案件についての説明及び現地調査報告をお願いします。調査報告にあたっては、省略することなく他の委員にも状況がわかるように説明をお願いします。

議 長	申請番号 1 番は、	6 番	河野委員より
	申請番号 2 番は、	7 番	橋本委員より
	申請番号 3 番は、	9 番	坂本委員より
	申請番号 4 番は、	小川 5	野田委員より

それぞれ説明を求めます

河野委員 申請番号 1 番について説明します。詳細は記載のとおりです。転用事由は個人住宅です。受人がアパート住まいで手狭ということで、今回、個人住宅を建てたいという事での申請です。畑という事で現地検討会で見てまわりました所、写真を見て頂くと畑ではないような問題のありそうな土地でしたので、始末書を付けて頂きました。それ以外は問題ないと思いますのでよろしくお願い致します。

橋本委員 申請番号 2 番について説明します。この件は前回、駐車場として申請があった所の追加という事で、資料の 10 頁を見て頂くとわかりますとおり、変更前が前回の場所で、変更後が緑の所です。これを追加という事で申請されております。申請事由は駐車場拡大という事です。何ら問題はないと思います。ご審議よろしくをお願いします。

坂本委員 申請番号 3 番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請事由が資材置場等となっておりますが、場所は〇〇川の一番西側の海の所、〇〇〇がありますがその建替えに伴う一時転用という事です。全て同意も取られており、何ら問題ないと思いますのでご審議よろしくをお願いします。

野田委員 申請番号 4 番について説明します。詳細は記載のとおりです。転用事由は建売住宅及び社宅となっております。この案件は先ほど事務局からのご説明のとおり、〇年前に挙がってきた案件です。それがまた、今回、申請されたものです。場所は〇〇町〇〇の東側の農地になります。審議方よろしくをお願いします。

議 長 ここで事務局より、案件について農地転用許可の検討事項について説明をお願いします。

事務局 それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明を申し上げます。転用目的等につきましては、先ほど委員から報告がありましたとおりです。

申請番号 1 番は、都市計画法に規定する用途地域が定められた農地に該当し、第 3 種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。

申請番号 2 番は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い

農地に該当し、農地区分は第2種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。

申請番号3番は、農振農用地区域内にある農地ではありますが、3年間の一時転用となり、農用地区域内にある農地の不許可の例外に該当し、転用は可能であると思われます。

申請番号4番の〇〇〇-1は、幅4m以上の道路に上・下水道が埋設され、概ね500m以内に〇〇と〇〇があることから農地区分は第3種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。

申請番号4番の〇〇〇-2及び〇〇〇-3は、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地ではありますが、集落に接続して転用されるものであり第1種農地の不許可の例外に該当し、転用は可能であると思われます。以上です。

議 長

ただ今、申請番号1番から4番について説明がありましたが、案件について何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

(意見なし)

議 長

意見もないようですので、申請番号1番から4番について、承認される方の挙手を求めます。

(委員挙手)

議 長

全員挙手です。よって議案第32号の農地法第5条の規定による許可申請について、申請番号1番から4番は原案どおり承認することに決定されました。

議 長

日程第7、議案第33号「農業経営基盤強化促進事業の実施に伴う宇城市農用地利用集積計画の決定について」を上程し、議題といたします。

議案第33号について、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第33号、農業経営基盤強化促進事業の実施に伴う宇城市農用地利用集積計画の決定について

次のとおり農用地利用集積計画案について、審議を求める。

令和6年6月10日提出 宇城市農業委員会会長 百家 美代子
農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農地利用集積計画について、基盤強化法の基本要綱の第9の3の(1)の規定により農用地利用集積計画案を決定するため、審議を求める。

以上です。

議 長 議案の賃貸借権設定、使用貸借権設定については、各委員に送付しておりますが、総会議案により確認してきておられると思いますので、案件ごとの説明は割愛させていただきます。

それでは、議案18ページから19ページの所有権移転の申請番号401番から404番について事務局より説明を求めます。

事務局 議案の18ページから19ページです。
今月は、農業公社が買入れるのが3件、売り渡すのが1件です。
面積は、4件中、田が7,605㎡、畑が2,306㎡であり、合計面積は9,911㎡です。

売買価格は総会議案記載のとおりとなっております。
ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、各案件について、何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問、ご意見をお尋ねします。

(意見なし)

議 長 意見もないようですので、議案第33号について承認される方の挙手を求めます。

(委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって議案第33号は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長 日程第8、議案第34号「農地・非農地の判断について」を上程し、議題といたします。

議案第34号につきまして、事務局より提案理由の説明及び詳細説明を求めます。

事務局 議案第34号、「農地・非農地の判断について」
宇城市非農地証明事務取扱要領に基づく非農地証明願の提出がありましたので、農業委員会の意見を求める。

令和6年6月10日提出 宇城市農業委員会会長 百家 美代子

農地・非農地の判断について、申請者より非農地証明願の提出がありましたので提案するものです。

申請地の非農地の判断について、申請番号1番は〇〇地区農業委員及び農地利用最適化推進委員との現地検討会をもとに非農地と判断しているところです。
ご審議の程よろしくお願ひいたします。以上です。

議 長 それでは、案件につきまして、何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問、ご意見をお尋ねします。

（ 意見なし ）

議 長 意見もないようですので、議案第 34 号につきまして承認される方の挙手を求めます。

（ 委員挙手 ）

議 長 全員挙手です。よって議案第34号につきまして、原案どおり承認することに決定されました。

議 長 日程第 9、議案第 35 号「農地利用最適化推進委員の委嘱の承認について」を上程し、議題といたします。

議案第35号につきまして、事務局より提案理由及び詳細説明を求めます。

事務局 議案第 35 号、農地利用最適化推進委員の委嘱の承認について

農業委員会等に関する法律第 17 条第 1 項の規定に基づき、宇城市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱のため、農業委員会の意見を求める。

令和 6 年 6 月 10 日提出 宇城市農業委員会会長 百家 美代子

農業委員会等に関する法律第 17 条第 1 項の規定により、農業委員会は農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならないとされており、委嘱するには農業委員会の承認が必要となります。候補者につきましては、議案書 23 ページに掲載しております方で、その方の詳細な情報は A3 サイズの用紙に掲載しておりますので、ご覧いただきたいと思います。

今回 1 人の補充募集に対して欠員がでている〇〇〇から 1 人推薦がありました。

候補者の方は昭和 44 年から就農されており、小川町の〇〇〇の〇〇や〇〇〇の〇〇〇もされたことのある方です。生姜を中心とした農業経営を行っており、地域の実情にも精通し農業に対する見識も高い方です。また、5 月 22 日に開催した農地利用最適化推進委員候補者評価委員会でも適任との評価をいただいているところです。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 それでは、案件につきまして、何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問、ご意見をお尋ねします。

（ 意見なし ）

議 長 意見もないようですので、議案第 35 号について承認される方の挙手を求めます。

（ 委員挙手 ）

議 長 全員挙手です。よって議案第35号について、原案どおり承認することに決定されました。

議 長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。
これをもちまして、令和 6 年第 6 回宇城市農業委員会総会を閉会いたします。
慎重なご審議、ありがとうございました。

閉 会 （午後 2 時 43 分）職務代理者の号令による、起立、礼。